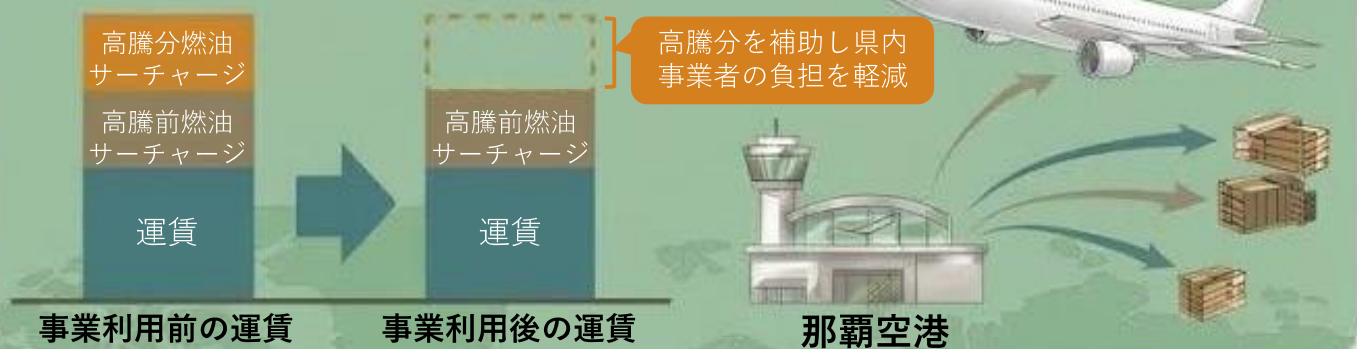


国際航空貨物燃油サーチャージ支援事業

沖縄県では、航空燃料の高騰による、県内事業者の負担を軽減するため、航空会社への補助を通じて那覇空港から輸出される国際貨物に係る輸送費の内、燃油サーチャージ料金の一部を支援します。（詳細は本事業交付要綱等に掲載）

運賃補助のイメージ



対象貨物

農作物、畜産物、水産物、加工食品、化粧品、工芸品、航空機部品、精密機械等及びそれらに付随する販促品

（販促品単独の貨物は対象外）

対象仕向地

- ・台湾 ・韓国 ・中国
- ・香港/マカオ ・タイ
- ・マレーシア ・シンガポール
- ・インドネシア ・ベトナム
- ・フィリピン ・カンボジア

実施期間

令和 8 年 8 月 1 日～

令和 9 年 2 月 28 日

（予算の執行状況に応じて早めに終了する場合あり）

利用対象事業者

- ・貨物利用運送事業者
- ・生産者 ・製造業者
- ・商社等卸業者 ・流通業者

利用資格

- ☑ 沖縄県内に本店又は支店を有する輸出事業者等であること
 - ☑ 継続して那覇空港を利用した輸出事業を計画する者であること
 - ☑ 輸送に係る諸経費を沖縄県や航空会社の開示可能な者であること
- ※輸出事業者が、県の利用承認を受けた貨物利用運送事業者を利用する場合は、輸出事業者の本事業利用申し込みは不要。

留意事項

- 💡 補助対象となる貨物輸送方法は常温コンテナ及び常温の貨物スペースによる輸送であるため、保冷コンテナの利用等に当たっては航空会社への事前調整が必要。
- 💡 貨物の搬入に当たっては、事前に貨物利用運送事業者、航空会社と調整すること
- 💡 実際の航空運賃等の費用や航空便の運航、貨物輸送方法については、貨物利用運送事業者又は航空会社に問い合わせること

〈本事業HP〉



■ この補助金は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施しています。

【本事業・利用登録の問い合わせ先】

沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課国際物流企画班 TEL：098-866-2340